

Nebula定期配送サービスご利用規約

本規約は、株式会社アントレックス（以下「当社」といいます。）との間で、ProliTEC社Nebula（芳香器）の定期配送サービス（以下「本サービス」といいます。）利用契約(以下「本契約」といいます。)を締結されたお客様に適用されます。本規約での「本サービス」とはProliTEC社機器のレンタル及び当社が指定した関連サービスを指します。

第1条 配送基本ルールの設定

お客様は、本サービスの本利用契約締結時に、当社が定めたフォーマットに従い、以下の項目についてご記入いただきます（以下、ご記入いただいた各項目を総称して「配送基本ルール」といいます。）当社は、配送基本ルールに従い、定期的に本商品をお客様にお届けします。

- ご氏名、ご住所、ご連絡先
- 購入する本商品の種類
- 本商品のお届け先
- 本商品の1回あたりのお届け回数、お届けの日程・周期及びお届けの総回数

第2条 届出事項の変更

1. お客様が配送基本ルールの変更を希望するときは、当社所定のフォーマットに従い、下記までご連絡ください。

株式会社アントレックス お客様サポートケア（以下「サポートセンター」）

電話：0120-813-321（9:30～12:00/13:00～17:00 土日祝休み。年末年始を除く）

- 配送基本ルールに変更が生じた場合、お客様は遅滞なくサポートセンター宛に変更事項を届出るものとします。
- 前項の届出がないために、当社からの通知又は送付書類その他のものが延着又は不着となった場合には、通常到着すべく時にお客様に到着したものとみなします。但し、やむを得ない事情がある場合を除きます。

第3条 利用料金及びその支払い

- お客様は、お客様がお申込みされた第1条の配送基本ルールの内容に従い、本サービスの利用料金（以下「サービス料」）を当社に支払うものとします。
- お客様は利用料金を原則として、クレジットカード決済(クレジットカード会社が指定する締日及び決済日による支払方法)によりお支払い頂きます。
- サービス料等の支払いが期限までに確認できなかった場合、その都度文書等で催促する事があります。
- 支払期日が過ぎても支払いが行われなかった場合は、サービス料等に関して、支払い期日の翌日から年利14.6%の割合による遅延損害金をお支払い頂きます。
- お客様への領収書の発行はいたしておりません。

第4条 注文及び配送

- 本商品は、配送基本ルールに基づく注文により定期的にお客様に配送され、当社からの出荷の完了をもってお客様に引き渡されたものとします。
- 配送基本ルール以外の臨時的注文はサポートセンターの受付終了時刻を締め切りとし、配送は翌日以降となります。配送基本ルール変更の場合の受付終了時刻も同様とします。
- 前項に定める臨時注文などのご要望については、サポートセンターまでご連絡ください。

第5条 遵守事項

お客様は、本サービスご利用にあたり、以下の事項を遵守しなければならないものとします。

- Nebulaを付属の説明書およびマニュアルに従って取り扱う事。
- 当社の許諾なしで機器の使用用途を変更しない。
- 機器およびカートリッジの改造、登録番号等の標識の除去、変更、隠蔽、その他機器の構造に変更をきたす様な行為は行わない。
- その他、当社が指定した禁止行為をしないこと。

第6条 停止・解約等

本サービスの停止・解約等は以下の通り適用されるものとします。

- 停止：当社が強制的に本サービスを止めることを『停止』といいます。下記のいずれかの場合には、本サービスを停止します。
 - 当社が、お客様の利用料金等のお支払を1度でも確認できなかった場合
 - 配送基本ルールに基づき、当社がお客様に本商品を出荷したにも関わらず、本商品が当社に返送された場合（お客様がご不在で商品をお受け取りになられず、本商品が当社に返送された場合を含みます。）事務手数料として1,000円（税別）をお支払いいただく場合があります。尚、本サービスが停止された後は、同事務手数料は発生致しません。
- 申出解約：お客様が本利用契約の解約を当社へ通知し、当該契約の解約を行うことを『申出解約』といいます。
- 強制解約：お客様が本条第7項各号のいずれかに該当し、当社が強制的に本サービス本利用契約の解除を行うことを『強制解約』といいます。
- 解約日：下記に該当する日を解約日とします。
 - 申出解約の場合

お客様が本利用契約の解約を当社に通知した日の当該月の翌月末日

（翌月分の本商品のお届けは、配送基本ルールどおりに行われます）

（2）強制解約の場合

本条第7項各号記載の事由が発生したと、当社が合理的な理由により認めた日

5.本条第1項に定めるほか、お客様が次のいずれかの事由に該当した場合、当社は、何らの通知・催告等をせずに、強制解約を行うことができます。

- お客様が申込に際し、ご氏名、ご住所等、お客様の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合。
- 利用料金等のお支払が遅延した場合。
- お客様の信用状態が悪化したと客観的に認められる場合。
- 当社の名誉を毀損し、その他の権利を害した場合。
- 他のお客様の迷惑となる行為があった場合。
- 前条記載の遵守事項などの本規約上の義務に違反し、信頼関係を著しく損ねた場合。
- 上記各号に類する事情により、当社がお客様への本サービスの提供を不適当と判断した場合。

6.『解約日』より30日以内に、当社においてNebula本体の返却が確認されない場合には、Nebula本体料として、20,000円(税抜)をお支払いいただきます。申出解約又は強制解約となった場合、お客様は本契約に基づき一切の債務についての期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

7.その他：本サービスの本利用契約期間中に生じた当社に対するお客様の債務については、お客様は本利用契約終了時まで速やかにお支払いいただくものとし、残債務があるときは、本利用契約終了後も履行の責任を負います。

第7条 個人情報の取扱い

- 当社は以下の目的のためお客様（法人のお客様の場合は、その組織に帰属する個人）の個人情報を取得し利用することがあります。
 - 当社の商品・サービス等のお届け、代金の請求・決済或いはお問合せへの対応、緊急時のご連絡、又はご契約の維持・管理。
 - 当社の商品・サービス、各種キャンペーン等のご案内
 - 当社商品やサービスのマーケティング、販売促進
 - 当社の商品やサービスに関するお問合せに対する対応
 - 当社に対する個人情報の問い合わせに対する対応
 - 当社が取り扱うその他のお得な商品等のご案内
- 当社は、次のいずれかの場合を除き、個人情報を第三者に提供する事はありません。
 - お客様ご本人の同意がある場合。
 - 本サービス料金の決済等の目的で当社が必要と判断し、業務の一部を第三者に委託する場合。
 - 本契約以外に、お客様が希望される商品・サービスを提供する際に当社が必要と判断し、業務委託先に開示する場合。
 - 本契約の契約上の地位を他の販売代理店に移転する場合。
 - 法令に基づき提供する事が必要である場合。
- お客様ご本人の個人情報の開示、訂正、追加又は削除のご請求につきましては、サポートセンターにご連絡下さい。

第8条 本契約の移転

- 当社は本契約の契約上の地位を、他の販売代理店に対して移転場合があります。
- 契約上の地位が移転しても、本サービスの提供は従来通り移転先から提供しますので、お客様は何らかの事なく、本サービスの提供を受けられます。

第9条 損害賠償

- お客様が第5条の所定の遵守事項に反して、本サービスを利用した事により生じた損害については、当社はいかなる責任も負わないものとします。
- お客様は第5条の所定の遵守事項に反した使用方法により、本機器又は同関連商品を破損した場合には、当該機器の時価相当分の弁済をして頂く事があります。

第10条 免責

- 当社が本サービスを提供できなかったことが、以下のいずれかの事情によるときは、当社はその履行責任及び損害賠償責任を免れます。
 - 天災・地震等の災害を被ったとき。
 - 法令の制定、改廃、行政指導のあったとき。
 - 悪天候、交通事情等により本サービスの履行遅延が生じたとき。
 - 本サービスの運営が困難な重大な事由が生じた時。
 - その他前各号と同様の事由が生じたとき。
- 前項各号の事情が解消される見込みがない場合は、当社はお客様へ本サービス提供を将来に向かって停止する事が出来ます。

第11条 規約の変更、承認

当社は、いつでも、本規約を変更することができます。

お客様に対して本規約変更の通知が送達された後、お客様が通常通り本サービスを利用したときは、お客様は、変更事項または新規規約を承認したものとみなします。

クーリング・オフのお知らせ

- お客様が訪問販売でお申込み（契約）された場合、本書面を受領された日を含めて8日間は、書面（下記記入例をご参照ください）により無条件でお申込みの撤回（契約成立の場合には契約の解除）を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は書面を発信したとき（郵便消印日付）から発生します。
- このお客様は、(1)損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。(2)すでに引き渡された商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用などの支払義務はありません。(3)すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返金を受けることができます。(4)権利行使して得られた利益に相当する金額の支払を請求されることはありません。
- 上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、法律に定めるクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリング・オフすることができます。
- クーリング・オフを希望されるお客様は、下図のようにハガキ等に必要事項をご記入の上、当社あてに郵送をお願いします（簡易書留扱いが確実です）。

〒
茨城県
株式会社
三井物産
株式会社
〒
012
012
7

お申し込み
の届出
解除
し込
ま
す。
撤回
し、